

令和3年第11回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年11月4日(木) 13時27分から14時42分

2. 開催場所 香美市中央公民館

3. 出席委員 (17名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	7番	森安 正			
委員	1番	水田 義郎	2番	平山 則雄	4番 森田 良彦
	5番	岡田 修一	6番	堤 昭雄	8番 宗石 和彦
	9番	西村 広幸	10番	西岡 久	11番 山崎 彰
	12番	三木 克司	13番	上島 陽子	14番 鍵山 佳広
	15番	小松 和啓	16番	三谷 富重	17番 山内 茂

4. 欠席委員 (2名)

3番 横山 実男 18番 岡本 博臣

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
第3号	非農地証明願いについて
第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第7号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第8号	香美市農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島 進
事務局次長	和田 小百合
事務局係長	川村 周作
農地主事	森本 宏
農地係長	公文 直樹

7. 会議の概要

議

長

開会(13時27分)
皆さん、こんにちは。予定の時間も参りましたし、予定の出席をされている方もお揃いですので、ただ今より、本日の11月の定例会を開催をしたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。

過日10月の28日にですね、代表者に集ってもらって市長との話し合いをさせていただきました。その中でご出席の皆さん方からいろいろとご意見が出ましてですね、そうした中におきまして平田委員さんから、地元の田んぼの入る水路、また水道に使っておる水路等にですね、かなり被害が前々からの

倒木等があつてですね、被害が出ておるといふうなことで市長の方をお願いをしまして早く現場へ入つてですね、見てみるというふうな返事をいただいております。まあ日程的にはまだ決まてませんが、私もその時には時間が許せば一緒に行つてみたいなという思いをしております。皆さん方から、ご出席いただきました皆さん方からはですね、いろいろとご意見が出ました。女性の上島委員さんからも1人ですので実際に農業をされておる方の女性の委員がこの会に出席できるような配慮をしてほしいとかいふうなことも出ましたし、また、構造改善をされました永野地域からもですね、これから先、10人程でこの20haの土地を守つていかなあいかんけれども、機械の導入であつたり、省力化できるような機械の設備があればですね、是非とも補助金の対象になれば、そういうのを活用したいので、使えるような手立てをほしいとかいろいろ結構出ましたが、そうした中で皆さん方がせっかくご意見を出していただいておりますので、今後その意見がですね、反映されるようにまた市長の方ともお願いをして進めていきたいというふうにしてますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

今日の議題に沿ひまして順次進めて参りたいと思ひますのでよろしくお願ひを致します。本日議案の中にですね、訂正がありますので、併せて説明させていただきます。本日の議事録の署名人につきましては、宗石委員と西岡委員にお願いをしたいと思います。なお、本日欠席の届けが出ておりますのは横山委員、岡本委員から欠席届けが出ておりますのでよろしくお願ひを致します。

それでは早速議題に入つて行きたいと思ひますので、その前に訂正の部分ですね、事務局からお願いをします。

事務局 恐れ入ります。2ページをお開け下さい。議案書2ページ。申請番号1番の備考欄に調査員のところが空欄になっております。堤委員です。ご記入をお願い致します。調査員が堤委員さんです。2ページ、申請番号1、調査員が堤委員。続きまして21ページをお開け下さい。こちら整理番号4番の[]さんの転用予定者のところが同左、左に同じとなっておりますが、[]が転用者になりますので。

議長 5番と一緒にやね。

事務局 そうです。5番と一緒に[]、[]、こちらになります。

それから最後にもう1つ、22ページ、9番、10番こちらは転用予定者が[]となっております、両方とも。申請の最初は[]がということでしたが、転用ということで水道と進入路というふうな申請が出ておりましたが、現地を見て、あと申請者の代理人の方とお話ししまして、今の状態であると山林ですよということで、本人さんが進入路と言つていた場所は雑種地で、実際申請に出ているところは山林でしたのでこちらは転用予定者も同じ方、申請者と同じ方で同左ということになります。9番については[]さんが、10番については[]さん本人がということなので同左というふうに直して下さい。以上です。

議長 以上説明が終わりましたので、ただ今より議題に入つて行きたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します

す。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字古町1594番1、地目は畑、面積は310㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は11,953㎡、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は、隣接地の取得、資料は1で10a当たり161,290円で総額50,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町朴ノ木字古川993番、地目は田、面積は340㎡、外1筆、計2筆で合計面積918㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は2,825㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2で10a当たり326,797円で総額300,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

ごめん、この申請地の右上1535-1、柚子が植わっちゅうがですよ。■さんが。上から見ますと、点点々と規則正しく植わってますが、これ柚子が植わっちゅうがです。たぶん今度買われたところも柚子を植える予定だと思います。何かご質問ありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長 今度買われた土地はですね、家庭菜園的に使うらしいです。他に無いようでしたら採決に入りたいと思いますが、異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字横田1202番1、地目は田、面積は322㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は農業者住宅、転用事由は「譲受人夫婦は会社員のかたわら稲作をしているが、現在街中の賃貸の共同住宅に居住しているので郊外に一戸建ての農作業のできる住宅を建築することを希望していた。今回申請地を譲ってくれることとなり、農業者住宅を建築することとなった。申請地は夫の実家に近く、父の農作業の手伝いをするのに便利であるし、夫は永年消防団員として活動しているので消防屯所にも近く、出動の際便利である。」ということです。

農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。資料は3で調査員は堤委員です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字権ノ本1199

番2、地目は畑、面積は33㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は墓地、転用事由は「申請人が所有する既存の墓地は墓参りに不便なため。面積については墓地と併せて花壇等を整備するので必要である。」ということです。

農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地第2種農地になります。資料は4で調査員は宗石委員です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字椎ノ本1199番3、地目は畑、面積は30㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は墓地、転用事由は「申請人が所有する既存の墓地は墓参りに不便なため。面積については墓地と併せて花壇等を整備するので必要である。」ということです。

農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地第2種農地になります。資料は5で調査員は宗石委員です。以上です。

議長 以上説明が終わりましたので、調査員堤委員から順次説明をお願い致します。

委員(6番) すいません、資料3-1をご覧ください。ここは、場所は前の楠目小学校の跡地の北側になります。ちょっと資料の3入力3-3の右側の中程にあるように7番、隣接する土地ですが、南側は市道、北側は道路予定地であり、西側の農地の所有者には承諾を得ているということで問題は無いと思われます。以上です。

議長 はい、すいません、宗石さん、2番、3番をお願いします。

委員(8番) 説明します。国道195号線の青少年センターの近くの土地です。これは、墓地は3回か4回、ここら辺は出て、許可を貰っておりますが。今回は青少年センター、100m以上のところを前はそうやったですが、今度は香北体育センターの20m位のところと。許可が北側が香美市の土地で梨が何か植えてるところですが、ここは貰ってないと言ったましたが、ここら辺が良くわからないので、一応判を押したんですが、検討してもらいたいと思います。他のところは全部判を貰っておるそうです。以上です。

議長 それでは説明がありましたので、議案第2号につきまして質疑を行いたいと思います。皆様方から何かご質問はありませんかね。はい、西村委員。

委員(9番) この申請番号1のところですけど、この農業者住宅となっておりますけど、この楠目地区は市街化区域か、調整区域かどうなっているんですか。それともうひとつ、勤めながら稲作をしているというなんですけど、何日位やっているか、この分家住宅になるか、農業者住宅になるか、そのところをちょっと、これで許可になればどうなるかと思うて。

議長 農業者住宅の場合には年間何日以上、それから年間の収入が15万以上かな。なんかそういう規定があると思います。それはたぶん、行政書士が全部書いてくることやけど。

委員(9番) 分家住宅とかほら。

議長 分家の場合は違う。

委員(9番) 分家か農業者住宅やったらよ、買うてすつと建てれるろうか。

議 長 それ、建つ。

委員（9番） 親の、親が持ちゅう土地じゃないと売買いかんとか、ほら、あったけんどよ、ほいたら今ずっと、市街化区域やったらなんちゃあ、建てれるけんど、調整区域やったらよ、親の持ちゅう土地やったら建てれるけんど、それ以外は前はいかんみたいに聞いちゃったきよ。

議 長 農業者住宅の場合はかまんやないろうか。ただ分家住宅の場合はよね、それが適用にならんじゃない。

委員（9番） 農業者住宅やって、親と別に建てるやったら。

議 長 それはけんど、司法書士、申請するときに全部明記してくるろう。

委員（9番） 僕も思うたわ、司法書士が建築許可、まあこれ地図出ちゅうけんどよ、工務店かどっかが出すときによ、許可、建築許可が出る前によ、どうなっちゅうろうかと。

議 長 ちょっと、見よります。
他に何かありませんかね。はい、宗石さん。はい。

委員（8番） 先程言いましたけど、香美市の土地の横やったら許可書が要らんわけでしょうおかね。

議 長 そこのところも私では判断できません。地主が香美市ってことよね。

委員（8番） そう言うてました。

議 長 課長、どうで。

委員（8番） 許可を貰ってないといけませんか。

議 長 そりゃあ、一応許可は必要と思うで。現地やき。けんどそれ香美市の土地やったら必要ないとかはそれはないろう。例えばそれが公衆用道路であれば別で。けど、何作っちゅう言うた。何か。

委員（8番） 北側に梨か何か。

議 長 梨か何か作っちゅう。それはいうたら現状農地よね。
行政書士がですね、そこ明記されて無いそうですので、ちょっと調査中です。もし、なんやったら後に残しますが、先程宗石さんからの話で、次長、隣の農地が香美市所有、その場合に許可が必要か必要でないかという質問です。

事務局 すみません、香美市は農地を所有はしてないので登記が変わってないだけで農地として使っていないだと思います。なので許可は必要無いと判断します。

議 長 それは待てよ、それは待てよ。農地として使っていないんやったらかまんけんど、今は現在梨が植わっちゅうと聞いたぞ。行政が農地を持つことはできません。ただし、私がそれをずいぶん前にそんなことがあってですね、今、
君、もう辞めてますけんど、あの人が言うのには何かね特例があつてね、持てんことはない聞いた。そこのところがおかしいがよ。

委員（8番） もうひとついいです。行政書士さんによっては香美市は非常に難しくって、県の青少年センターとか体育館の100m以内には墓は無理やというふうなことを言うてる行政書士さんがおりました。片方の方はそんなこと知らなかったですけど、これは県内でもあんまりこういうことがないという香美市が一番難しいって言うてましたが、これはどうですかね。

議長 それは何か墓埋葬法とかいう法律があるやろう。ほんでお墓を造る時には必ず市に市町村に申請をして許可貰わなあかんという、そういうことがあるらしいですよ。ただし、香美市は100m以内というその線引きをしちゅうかしてないかは知りません。許可をどこかで出すはずじゃけんど。

事務局 環境上下水道課の方で墓地の方の手続きを踏みます。必要な法律の決まりごとに沿ってなので、お墓をということになったら農業委員会と環境上下水道課と両方の許可がいるようになってますので、どちらかが下ろせんようなところは、もう墓地として受け付けないように連絡取りあってます。環境上下水道課と。

委員（8番） 前回ね、ここに出した時は、その両方の許可を貰いたいと言ったけど、100mちょっと過ぎちよったから、貰えて済んだと、墓地が建ったっては言うてましたんで。ひょっとしたらそういうのもあるかもわからんけんどね。

委員（9番） 個人住宅が100m以内やったら判子を貰わんといかんというのはあるわね。

議長 1番については先程の質問を受けてですね、行政書士と連絡を取りましたけど、ちょっと連絡が取れません。今のところ保留にします。それで連絡が今日時間内に取ればですね、採決を進めますが、取れなかった場合は、来月にずらすと。本人が困ると言うかもしれんけれども、そこのところはですね、うちの委員会としては来月にずらしますと採決を、そういうふうな進め方でいきますのでよろしくお願ひしたいと思います。なお、宗石さんが言われるお墓の問題、それもここでは結論が出んみたいや。100m以内については許可がいるってことよね。出来んっていうわけじゃないよね。

委員（8番） 県の青少年センターとか体育館があるところはっていうふうには、調べて、僕は知らなかったんで教えてもらったんですけどね。それがあかないかははっきりわかりませんが、■■■■さんて■■■■の方で司法書士さん、どっかで前、法務省かどっかで務めた方らしいですわ。

議長 話を聞きましたら、わかりました。要は個人の住宅であれば100m以内で許可を貰わなあかんということはあっても、そこが公共物、体育館とか、そういうものであればですね、まあ、生活はしやあせなね。それなら必要はないよという判断をするのか、しないのかについてはここでは何とも結論をよう出さんで。調べんと。1回、調査してそれでオッケーですよということであれば許可相当になるけれども、そういうものもやっぱり100m以内を含むということであれば同意を貰うてきてもらわんとね。そういうことです。これ2番かね。

委員（8番） 法律があるか無いかを調べたらわからんろうかね。

議長 それ調べます。今すつと言われてもわかりません。

事務局	ちよつと戻りましてごめんなさい。市の農地っていうことですが、今回の申請地は分筆しているので、1199-2と1199-3がそれぞれ申請地になってます。そうしますとこれ分筆した関係で元の1199-1になろうかと思いますが、こちらが隣接農地ということになりますので、今おっしゃってたその市の農地というのは隣接農地では無くなるので許可は要りません。
議長	隣接農家は100mっていうことは言いゆうきよね、100m以内ならかまんけど、もっと離れちよつたらかまんけども、100m以外であった場合には同意が要りますよと言われることを、実際はどればあか知らんぜ。実際は、図ってみると、図っちゅうろうけんど。大体、宗石さんどればあと見るで。
委員(8番)	4mの幅が、道が、それから10m以内、弓道場とかがあってまあ、20mか。
議長	それやったら100m超えてないね。
委員(8番)	もし、法律か、条例があればね。
議長	たぶん条例があるやないろうかね、100m100mって言うきね。
委員(8番)	香美市が一番難しいと言うてました。その人は。
議長	いや難しいやないが、これが正式。正式。うちはかっちりやりゆうき。
委員(7番)	これまあ道路を隔ててっていうしか、それまあ、ひつついちよらあね。建物は建ってるし、敷地はそうで。ここらあはずっと北へ北へ
議長	1番、2番についてはここでどうこう言うても結論は出ませんので、1回保留。そして検討しよう。そして今日結論が出ざったら来月に延ばします。それで申請者からクレームがついてもですね、私が責任持ちますき。以上です。 3番、すいません。この件につきましてはご質問何かありませんかね。
委員(5番)	3番も隣やね。
議長	2番、3番いかなあね。議案第2号については3件とも一応保留ということで、お願いをしたいと思います。 それでは続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。
事務局	はい、議案第3号、非農地証明願いについて説明致します。 1番、申請地は土佐山田町中野字松原丸517番4、地目は田、面積は534㎡、外1筆、計2筆で合計面積557㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は平成7年に517番4の土地に家の基礎の鉄の型枠の材料等を入れる多目的倉庫を建てた。同時期に南北の土地を通り抜けることが出来るようにするために東側に隣接する517番5の土地を公衆用道路にし、現在に至る。調査員は原委員で資料は6です。 2番、申請地は土佐山田町佐野字カヂヤシキ782番5、地目は畑、面積は99㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和53年から宅地として使用し、現在に至る。隣接地の北側と東側は道路、南側は自身の農地、西側は平成21年頃から農地として利用していませんので隣地に迷惑をかけることはありません。調査員は水田委員で資料は7です。以上です。

議 長 はい、以上説明がありましたので私の方からですね、申請番号1番について補足説明をさせていただきたいと思ひます。皆様方のお手元にあるように写真が載っていますが、私もこの辺りは昔稲を刈りに行ったりした時に、ここ記憶がありますが、その時に建物が建っちゃったか、建ってなかったかのそこまでの記憶はありませんでした。それで現地へ見に行きましたところ、建物が比較的新しかったので、事務局にですね、これが何年から固定資産税がかかるようになっていう話を聞きましたら、その15年以上前から固定資産税はかかっているということですので、まあ問題無いだろうということで了解をしております。前の駐車場部分も結構広うてですね、だいぶ前から車も砂利敷きですけども、踏み固められた状況です。建物自体はですね、まだ新しいきれいな建物でしたので、そういうふうには思っただけですけども、問題は無いと思ひます。以上です。

すいません、2番、水田さんお願ひしたいと思ひます。

委員(1番) それでは資料7-2をご覧くださいませ。1、2がそうです。この家は建てて40年所以上建っています。隣接の土地は道路と、宅地とが。周囲とのトラブルもありません。この家自体は県道の、お家の前を県道が通っておりますが、県道の立ち退きでどうも建てたようです。問題は無いかと思ひます。以上です。

議 長 はい、補足説明まで終わりましたので、議案第3号の非農地証明願ひについての質疑を行いたいと思ひますが、何か皆さん方からご質問はありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段質問無いようですので、採決に入りたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 はい、それでは議案第3号非農地証明願ひにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願ひします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして議案第4号、農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願ひします。

事 務 局 はい、報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町山田字時子石2225番、地目は田、面積は2,301㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年8月1日、引渡日は令和3年10月1日、解約理由は本人の耕作のためです。

2番、申請地は土佐山田町加茂字城ノ前52番、地目は田、面積は815㎡、外4筆、計5筆で合計面積、3,113㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年9月10日、引渡日は令和3年10月31日、解約理由は借り手変更のためです。

3番、申請地は土佐山田町町田字中芝476番、地目は田、面積は811㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年9月10日、引渡日

は令和3年11月1日、解約理由は借り手変更のためです。

4番、申請地は土佐山田町加茂字城ノ前57番1、地目は田、面積は339㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,448㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年9月10日、引渡日は令和3年11月1日、解約理由は借り手変更のためです。

5番、申請地は土佐山田町山田字ミヤケ田125番1、地目は田、面積は1,459㎡、外6筆、計7筆で合計面積、4,729.19㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日共に令和3年9月13日、解約理由は売買のためです。

6番、申請地は香北町五百蔵字田中田2774番、地目は田、面積は2,824㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日は令和3年6月10日、解約日は令和3年6月30日、引渡日は令和3年7月30日、解約理由は病気等で労力不足のためです。以上です。

議 長 以上、議案第4号につきまして説明がありましたが、この件につきまして皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

格段問題は無いと思います。今まで貸し借りをしちよつたものを解約したというふうなことであろうと思いますので議案第4号の農地法第18の条第6項解約通知報告では報告のみとさせていただきたいと思います。

続きまして議案第5号農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号 農地法第4条届出報告について説明します。

1番、申請地は土佐山田町楠目字久保屋式620番4、地目は畑、面積は13㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は用悪水路、資料は8で、調査員は事務局川村です。以上です

議 長 以上説明がありましたが、議案第5号、農地法第4条の規定による届け出の報告ですが、ご質問があれば受けたいと思いますが、何か質問はありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段問題は無いようですので、この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

それでは続きまして議案第6号農地法第5条の規定による届出についての報告をお願いします。

事 務 局 報告第6号 農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町宮前町145番、地目は田、面積は780㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は露天駐車場（職員用）、資料は9で調査員は事務局川村です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町栄町77番5、地目は畑、面積は72㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は一般住宅用地、資料は10で、調査員は事務局川村です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町百石町1丁目17番10、地目は畑、面積は330㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は資材置場、資料は11で調査員は事務局川村です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町東本町4丁目197番、地目は畑、面積は204㎡の内144㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は資材置場、資料は12で調査員は事務局川村です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町百石町1丁目

のさんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借で期間は5年です。

8番も再設定になります。土佐山田町中野の農地3筆、3,718㎡を、のさんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は5年です。

9番も再設定です。土佐山田町の農地、2,975㎡を、のさんが借り受け、水稲と野菜を栽培します。賃借権で期間は5年です。

10番、再設定です。土佐山田町の農地、2,846㎡を、9番と同じのさんが借り受け、水稲と野菜を栽培します。賃借権で期間は5年です。

11番、こちらも再設定となります。土佐山田町の農地、6,149㎡を、9番10番と同じのさんが借り受けます。水稲と野菜を栽培するというで賃借権で期間は5年です。

12番、同じく再設定で、土佐山田町の農地、3,452㎡を、のさんが借り受け、水稲と野菜を栽培します。賃貸借で期間は5年です。

13番も再設定で、土佐山田町の農地、4,566㎡を、同じくのさんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は5年です。

14番、最後になります。新規設定になります。香北町猪野々の農地、1,094㎡を、のさんが借り受け、果樹を栽培します。使用賃貸借で期間は10年です。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたが、ただ今よりですね、関係をする君が申請番号7番に関係しておりますので、この件につきまして退席いただけますね、この件のみ先に審議をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

—— 委員退席 ——

議 長 それでは申請番号7番のですね、君が借りられる土地についての質疑を行いたいと思っておりますが、何かご質問はありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思っております。この件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

—— 委員入席 ——

議 長 君、ご承認いただきましたので、また作っていただきたいと思っております。

委員 (番) 有難うございます。

議 長 それではその件につきまして、すべての件で質疑を行いたいと思っておりますので何かご質問があれば受けたいと思っておりますが。

すいません、1番、借る人がですね、さんが借りられるがですけど、さんが貸し手よね、この人は、後で貸したいと、売りたいとかいうがへ他の土地が出てますけど、一括ではいかんか、全部は、さんも。

すみません、何かご質問はありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段無いようですが、採決へ入っていきたいと思いますが。ご異議ございませんかね

——異議なし——

議 長 はい、それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。原案通り賛成されます方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして議案第8号香美市農業振興地域整備計画の変更についての諮問の説明をお願いします。

事務局 議案第8号、農業振興地域整備計画の変更について、ご説明します。
最初に19ページ、編入です。

1番 土佐山田町中井ノ北2,172番3、面積は1,109㎡、資料は31になります。一覧表の中の編入要件の該当条項の欄ですが、農振法第10条第3項第1号というのは、いわゆる集团的に存在する農用地で、政令で定める規模以上のものということで、一般的に言われる10ha以上の広がりのある農地かどうかということをお聞きしています。今回航空写真で計測しましたところ、こちらの農地を含めたところが29ha以上ありました。ということで農振農用地に該当するとして、編入させるものです。

次に20ページ、軽微な変更です。

1番、土佐山田町山田字ミヤケ田130番3外1筆、合計493㎡。130番地3は農業用施設用地として、130番4はその奥にある農地への進入路として用途を変更するものです。申請地の周囲にある農地4筆については公社を通じて売買することになっております。申請地は農振の手続き後、5条の許可申請を提出することになっております。

資料の32-3に土地利用計画図、32-4にこの農地を先につついてしもうたという事の始末書、32-5と6に隣接農地の所有者の同意書を添付しております。ご覧ください。

次に2番、香北町清爪字柳ノ本479番3、66.1㎡。用途は、農業用倉庫です。申請理由は、農作業用の道具等を搬入するのに時間を要するため、現在のところは非常に便利が悪いと。倉庫を設置することにより、この問題を解決したい、ということで軽微な変更の申請が出ております。

続いて21ページにいきます。ここからは農振農用地からの除外となります。

1番、土佐山田町山田字池ノ上1311番1.293㎡のうち2.25㎡を携帯基地局設置場所とします。こちらは県の許可は、令和3年9月8日付けで下りております。写真資料の①の方では左側に、②の資料では右側の方の畑の隅に、すでに基地局、というか電柱のようなものが立っております。日常生活に必要なものということで除外の手続きは踏みますが、これを許可を待たずにして災害など携帯基地局というのは作業は進められますので、もうすでに立っております。

続いて2番、土佐山田町岩積字藪後68番1、18㎡のうち0.1193985㎡。こちらとても小さいんですが、携帯基地局設置の為ということで、写真資料を見ていただいたらわかるとおり、こちらカーブミラーの横にすでに立っております。申請面積は電柱1本分ということですので、大変小さくなっております。県の許可もこちら令和3年8月2日付けで下りております。

次に3番、土佐山田町神通寺字クツカタ250番3、面積は53㎡。昭和61年頃から倉庫として使用している、ということで農業用ではなく一般的な倉庫としての使用を30年以上経つということから、農振除外後は非農地の手続きをする予定となっております。

です。15年以上前から、現在の状況となっているということで、除外後は非農地とし、個人的に売買をされるようになっております。

続いて12番につきましては、書類不備のため保留、となっております、写真資料等を付けておりません。最近よくあります。太陽光の案件なんです、隣接農地の同意書が添付されておらず、被害防除計画も出されておりましたので、行政書士さんの方に連絡しまして、必要書類が提出され次第、改めて定例会にあげるようにお話をしております。

いつもは、まあ、行政書士さんですが、同意書は必要ない、被害防除計画があればできるんだという姿勢の行政書士さんでしたが、今回お電話した時には「香美市さんは同意書が必要ながでね」というふうにおっしゃって下さって、同意書を取る努力をしてくださるということでした。

特に最近、転用に関係した近隣所有者さんとのトラブルがちょこちょこありますので、そういった情報もお持ちなのかどうか分かりませんが、協力的でした。隣接農地の同意書というのは、香美市の農業委員会では大変重きをおいてますのでよろしく願いますということでもちょっと保留にさせていただきます。

続きまして13番、香北町日ノ御子畷田539番2、外1筆、合計面積17.84㎡、こちらも農地付き空き家バンクと一緒に扱えなかった案件です。20年以上前から農地としてではなく、宅地の一部として使われていた、ということで、農振除外後は非農地申請をする予定となっております。

14番、香北町永野字大本宮ノ床899番1外1筆、合計面積が581㎡、 の にするということで、資料の47になりますが、こちらの枝番5ページに土地利用計画図があります。お寺の境内ということです。

15番、香北町永野大本谷ゾエ960番、面積が760㎡、山林、公衆用道路となっておりますが、公衆用道路の方は農振農用地ではありませんので、960番の山林のみの申請となります。農振除外に関しては、こちらは20年以上前から山林化していたということで、農振除外後は非農地の申請を予定しております。

次に16番、物部町庄谷相字中洲賀1234番1、面積は254㎡、 の駐車場として11台分のスペースを確保します。庄谷相の自治会構成員は18世帯で、自治会の会議のほか塩の道というイベントをご存じでしょうか。赤岡の方に行く塩の道をずっとウォークしたりするイベント等が時々行われております。そういったイベントの際にもスタッフの駐車場として利用することもあるということで11台分の駐車場を用意したいということです。資料49-3のとおり、隣接地の所有者には同意をもらっています。

続いて17番、物部町庄谷相字午玉林13番1、面積は91㎡、神社参拝のための駐車場として転用したいということです。現在は50m離れた市道部分の待避所に駐車をしている状況で、高齢者が多い集落でもあるため、交通安全面からこの場所に駐車場を用意したいということです。ちょっと台数に無理があるかなあという気が自分の方ではしましたが、今回、本人さんからの の代表者さんからの申請書のとおり予定を立てております。隣接地所有者の同意はもらっています。

最後になります。18番、物部町山崎字上高尾111番、面積が70㎡、以前農地付き空き家バンクで売買された案件の近くにある車庫です。平成元年から車庫として使用しているということで、空き家バンクとは切り離して、農振除外の手続き後、非農地申請をしていただいて個人的に売買する予定となっております。こちらも始末書も添付されておりますし、周囲に農地がありませんので隣接所有者の同意は必要ありません。以上です。

議 長

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より第8号の香美市農業振興地域整備計画の変更についてですが、この件につきまして質疑を行いたいと思いますので、皆さん方からご質問があれば受けたいと思います。何かありませんかね。

1点だけ、6番、一部同意あり、一部同意なしと判断をしますが、そのなしの理由というかそれでもいいのかどうか途中で判断をこっちでできればしたいと思います。資料については39。

委員（5番） 一部って前だけやない。

事務局 はい、前の、前って南側になるのかな。南側の方の同意は得られてます。南側の。

議長 南側は得られちゅう。

事務局 はい。

議長 得られてないのはどの周辺になる。

事務局 得られてないのは。

委員 農地ないろう。

事務局 農地無いですね。

議長 農地は無いようですので、南側だけ農地があつて、その人には同意をいただいちゅうということですので問題無いと思いますので、そういうふうな説明をさせていただきます。

皆さん方向かご質問はありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議長 格段無ければですね、採決に入りたいと思いますが。ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議長 はい、それでは議案第8号香美市農業振興地域整備計画の変更についての諮問であります。賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

それではその他の前に先程から調査をしていただいております議案第2号につきましての案件について事務局より説明をお願いをしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

事務局 すいません、先程の件についてご説明させていただきます。

農地法第5条の番号1番の■■■さんから■■■さんに、農業者住宅という件ですけど、行政書士さんに連絡をしてですね、建築士さんの方に聞いていただきました。調整区域ということで土地計画法の中で農業者住宅ということでこの方について、この土地については令和2年1月に利用権の設定を農業委員会の方へ提出されてまして水稻を造るということで年間の従事日数が80日、それから年間36万の収入があるということです。15日以上に従事と15万以上の収入の方はクリアしてるということで建築士の方がそれクリアして開発の方もクリアしてるということで確認を取らせていただきました。

議 長 80日と言いましたけれども事務局ではですね、年間150日以上 of 農業日数がないといかんじゃないかねという指摘を受けました。そりゃあもう150以上ないといかんというのがやったら80日では未達ということです。150日 that 定かなのかそこもはっきりせんがよ、わかる。

事 務 局 農業者の定義が150日以上、年間15万以上

議 長 それやったらいかん。それからもうひとつの。

事 務 局 もう一つのお墓の件につきましては基盤課の方に、都計の基盤課の方に聞きましたけれど、そう立地条件、ここは2種農地ですけど、100m以内にお墓ができるか出来んかというところは特に100m以内にできないということではなく、立地条件が整ってたらですね、2種農地ですので他の転用と同じように作るとはできるということで、あと環境下水道課も方に墓地埋葬法を聞きましたけど、管理者の承諾がなければ作るとはできないということで、今の申請地については、道を挟んで西側が[]のプールとか弓道場とか体育館になってますので、その承諾を得ることは必要になってきます。それから申請地その申請地の、元々この1筆であったのでそこは3筆に分けてますけど、申請書については東、南、北側は自己所有地というふうに書かれてましたけど、もし承諾が北側の農地が必要であれば承諾を得てですね、出していただいて何とかいけなかなというような感じです。

議 長 その同意は出してもらいたいと思いますし、[]からの承諾もですね、いただければ許可相当という判断で、許可あり次第許可するというので、2番、3番はしたいと思います。1番についてはですね、80日、150日の日数に差がありますので、農業委員会で認めるのは150日以上 of 農家の作業日数というか1日1時間仕事しても1日にカウントするとそれぞれ聞いてますけども。そこへ150日以上 of ですね、仕事をしたという実績が無いとそこどころはいかんということであればですね、それは認めざるわけにはいかんで、

今日どうしても許可がいるがかというのは家を建てるのにもう日が無いとかそんなことであつたらですね、その許可があり次第、委員会では許可書を送るとかすると。急いでなければですね、1ヶ月先の来月にもう1回同じような審議をさせてもらうという進め方で行きたいと思います。県で常設委員会を会をする時は、こういう場合はさっきの2番、3番のように許可をいただいたらその時点で許可相当とする。それまでは今日は許可はしませんよということにはなってきますので、同じ資料の扱いにはなるわけですけど家を建てるのに急いでないということであれば来月にすると、もし急いじゅうようであればですね、その150日のクリアするような形になれば許可相当を書類を提出された段階で許可相当という判断をさせていただきたいと思います。

委員 (9番) 150やったら3月からよね、3、4、5、6、7、8やったらよ、3×6、18やきよ、丸むというたら丸むけど。

議 長 田んぼの水を見に行っても1日働いたというふうにカウントすればそうなります。

委員 (9番) 1時間でも1日分に、水見にいったらそれでなるやったらよね。

議 長 真面目に80日って言うてきたから。そこなんです。

委員（9番） それを修正してもらってよ。

議長 許可相当ということに許可するという判断で皆さん方、ご了解いただけますかね。

——異議なし——

議長 はい、わかりました。ほんな、すいません、そういうことで1回。

事務局 はい、すいません。

委員（9番） なかなか今、圃場整備がないところの親の近くに自分の地区何かは圃場整備したところの1段上段の調整区域のところになかなか家が建たんというところがありまして、それやったらと質問をさせてもらったわけなんですけど、こういう場合やったら、ある程度これから家を建つのもしようなと思うて質問しました。

議長 いや、それはあくまでも農業者であるか、分家住宅であればですね、そりゃあ、建ちますよ。ただ私らあが言うたんですけども、ここで認めても、例えば建設課がそれに対して接道要件とか、そういうことがありますので、それは農地を宅地にすることはうちの権限ですけど、その宅地になった、非農地になった、けれども家が建ちますかっていうことになったら、そこは責任は持てませんよ。我々では。そういうことですのでよろしく。

それで、は議案第2号に戻りますが、先程言いました、労働日数というか日数が150日以上の日数をクリアされることと、それから2番、3番のお墓の件ですが、香美市が許可を出すということになれば許可相当ということにさせていただきます。そういうことで議案第2号につきましてはそういう方向でですね、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成ですので、有難うございました。

以上を今日の議案としましては、第9号であるその他の件がありますが、あと農地利用最適化意見交換会がありますので、その時に一緒にしていきたいと思っておりますので、ここで少し休憩を致します。

閉会（14時42分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心 一 

署名人 桑 原 和 彦 

署名人 四 岡 久 